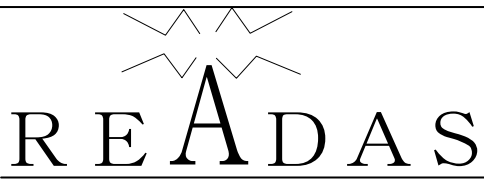


第 4170 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 1月31日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税 平成23年税制改正

Q：消費税は、平成23年度の税制改正でどのようなのですか？

A：免税事業者の要件、仕入税額控除が改正になります。

【解説】

消費税は、今年度の税制改正で次のように改正されます。

①免税事業者の要件

イ. 事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、適用がされない(免税にならない)こととなります。

- (イ) 個人事業者：その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
- (ロ) 法人：その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く。）開始の日から6ヶ月間の課税売上高
- (ハ) その事業年度の前事業年度が7月以下の法人で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度がある法人：その前々事業年度の開始の日から6ヶ月間の課税売上高

ロ. ただし、イの課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることが認められます。

(注) 平成24年10月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

②仕入税額控除

平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除の特例が、課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用されることとなります。

